

地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程の一部改正について

1 改正の趣旨

がんセンターは現在総長が不在であることから、地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程（以下「規程」という。）について所要の改正を行う。

2 改正の内容

規程の一部を次のように改正する。

(1) 第15条を次のとおり改める。

第15条 「こども医療センター及びがんセンターには総長、精神医療センター及び循環器呼吸器病センターには所長並びに足柄上病院には病院長を置く。」から「循環器呼吸器病センターを除く病院に病院長を、精神医療センター及び循環器呼吸器病センターには所長を置き、こども医療センター及びがんセンターには総長を置くことができる。」

2 「前項に規定する総長、所長及び病院長（以下「総長等」という。）は、病院の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」から「前項に規定する総長、所長及び病院長（総長及び所長を置く場合を除く。以下「総長等」という。）は、病院の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」

第3項を削り第4項を第3項とする。

(2) 第16条第2項を次のとおり改める。

「病院長（足柄上病院を除く。）、局長、研究所長、施設長、センター長、統括部長及び部長は、直属の上司を補佐し、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」から「病院長（総長又は所長が在任する病院の病院長に限る。）、局長、研究所長、施設長、センター長、統括部長及び部長は、直属の上司を補佐し、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」

3 施行期日

平成30年12月11日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(病院における職)</p> <p>第15条 <u>循環器呼吸器病センターを除く病院に病院長を、精神医療センター及び循環器呼吸器病センターには所長を置き、こども医療センター及びがんセンターには総長を置くことができる。</u></p> <p>2 前項に規定する総長、所長及び病院長(総長及び所長を置く場合を除く。以下「総長等」という。)は、病院の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 理事長は、必要と認めるときは、病院に副院長及び統括部長を置くことができる。</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 病院長(総長又は所長が在任する病院の病院長に限る。)、局長、研究所長、施設長、センター長、統括部長及び部長は、直属の上司を補佐し、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>第17条～第22条 (略)</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成30年12月11日から施行する。</p>	<p>第1条～第14条 (略)</p> <p>(病院における職)</p> <p>第15条 <u>こども医療センター及びがんセンターには総長、精神医療センター及び循環器呼吸器病センターには所長並びに足柄上病院には病院長を置く。</u></p> <p>2 前項に規定する総長、所長及び病院長(以下「総長等」という。)は、病院の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 <u>こども医療センター、精神医療センター及びがんセンターに病院長を置く。</u></p> <p>4 理事長は、必要と認めるときは、病院に副院長及び統括部長を置くことができる。</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 病院長(足柄上病院を除く。)、局長、研究所長、施設長、センター長、統括部長及び部長は、直属の上司を補佐し、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>第17条～第22条 (略)</p>

地方独立行政法人神奈川県立病院機構組織規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「法人」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(法人の組織)

第2条 法人に本部及び病院を置く。

(事務所の所在地)

第3条 定款第4条に規定する事務所を本部の事務所とし、横浜市中区本町2丁目22番地に置く。

(病院)

第4条 病院の名称及び所在地等は、別表1のとおりとする。

(本部の組織)

第5条 本部に事務局及びコンプライアンス推進室を置く。

2 本部の事務局に次の各号に掲げる部及び室を置く。

- (1) 総務企画部
- (2) 人事部
- (3) 財務部

3 本部の事務局の部に次の各号に掲げる課及びセンターを置く。

- (1) 総務企画課
- (2) 人事給与課
- (3) 臨床研修センター
- (4) 財務経理課

(本部の事務局の事務)

第6条 本部の事務局においては、次の各号に掲げる事務(病院の分掌事務に係るものを除く。)をつかさどる。

- (1) 病院事業の総合調整及び運営に関する一般方針に関すること。
- (2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づく中期計画、年度計画、事業報告及び業績評価に関すること。
- (3) 組織に関すること。
- (4) 就業規則等の法人の規程に関すること。
- (5) 重要施策の審議、調整及び進行管理に関すること。
- (6) 神奈川県への届出・報告など関係団体との連絡調整に関すること。
- (7) 理事会の庶務に関すること。
- (8) 監査に関すること。
- (9) 訟務事務に関すること。

- (10) 法人の登記に関する事。
- (11) 供託に関する事。
- (12) 医療安全対策及び医療の質の向上に関する事。
- (13) 情報公開、情報提供、個人情報の保護及び広聴の企画及び調整に関する事。
- (14) 労働協約に関する事。
- (15) 職員の任命、退職、解雇、懲戒、服務その他人事に関する事。
- (16) 職員の考査に関する事。
- (17) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する事。
- (18) 職員の研修、福利厚生及び安全衛生に関する事。
- (19) 職員の表彰に関する事。
- (20) 職員の賠償責任に関する事。
- (21) 資金計画及び収支計算に関する事。
- (22) 予算の原案の作成及び経理に関する事。
- (23) 経理の指導及び調整に関する事。
- (24) 決算の調製及び財務諸表の作成に関する事。
- (25) 剰余金の処分及び積立金に関する事。
- (26) 長期借入金及び短期借入金に関する事。
- (27) 金融機関に関する事。
- (28) 金銭出納及びその他の会計事務に関する事。
- (29) 運営費負担金に関する事。
- (30) 固定資産の取得、管理、処分等に関する事。
- (31) 物品の取得、検査、管理及び処分に関する事。
- (32) 寄付又は贈与に関する事。
- (33) 建築工事に関する事。
- (34) 指名競争入札の参加者の資格に関する事。
- (35) 工事等請負業者及び物品等の購入業者の調査選定に関する事。
- (36) 工事等の検査に関する事。
- (37) 宿舎に関する事。
- (38) 本部の所管に属する損失補償に関する事。
- (39) 不動産の登記及び登記権利証書の保存に関する事。
- (40) 情報システムの開発、管理及び運用に関する事。
- (41) 本部事務局の庶務事務に関する事。

(コンプライアンス推進室の事務)

第6条の2 コンプライアンス推進室は次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) コンプライアンスの推進に係わる基本方針・行動規範等の明確化
- (2) コンプライアンスの意識の浸透及びコンプライアンスの遵守・徹底のための教育・研修
- (3) コンプライアンス違反への対応(窓口における相談、問題解決等)と再発防止策
- (4) その他コンプライアンスの普及推進に関する事

(本部に置く職)

第7条 本部の事務局に事務局長を、部に部長を、室に室長を、センターにセンター長を、課に課長を置く。ただし、理事長は、必要と認めるときは、本部事務局に統括部長を、部に担当部長を置くことができる。

- 2 事務局長は、上司の命を受けて事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 部長は、上司の命を受けて部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 室長は、上司の命を受けて室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 センター長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 統括部長は、上司の命を受けて複数所属において所属横断的に重要困難な特定の事務を掌理する。
- 7 看護担当部長は、上司の命を受けて看護に関する重要困難な特定の事務を掌理する。
- 8 担当部長は、上司の命を受けて特定の職務分野に関する重要困難な特定の事務を掌理する。
- 9 課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理し、部長の職務遂行を補佐する。

第7条の2 理事長は、必要と認めるときは、特に理事長が指示する事務を専管掌理させるため、業務執行理事、顧問及び担当局長を置くことができる。

第7条の3 理事長は、特に理事長が指示する情報に関する事務を掌理させるため、最高情報統括責任者（CIO）を置くことができる。

- 2 理事長は、最高情報統括責任者の事務を補佐するため、最高情報統括責任者補佐官（CIO補佐官）を置くことができる。

第8条 理事長は、必要と認めるときは、前条に規定する職のほか、部に副部長を、センターにセンター長補佐を、部、室、センター及び課に主幹、技幹、副主幹、副技幹、主査及び主任主事等を置くことができる。

- 2 副部長は、部長を補佐し、上司の命を受け、部の事務を整理し、所属職員を指揮監督し、部長に事故がある場合（別に部長の職務代理を命ぜられた者がある場合を除く。）は、その職務を代理する。
- 3 センター長補佐は、センター長を補佐し、上司の命を受け、センターの所管業務に係る重要困難な事項についての調査、企画及び立案に参画し、関係事務を整理する。
- 4 主幹及び技幹は、課長を補佐し、上司の命を受け、課の所管業務に係る重要困難な事項についての調査、企画及び立案に参画し、関係事務を整理する。
- 5 副主幹及び副技幹は、上司の命を受け、直属の上司を補佐し、上司の指示する分掌に従い関係事務を掌理し、又は課長が指示する重要な特定の事務を掌理する。
- 6 主査は、上司の命を受け、直属の上司を補佐し、上司の指示する分掌に従い関係事務を分担処理し、掌理する。
- 7 主任主事等は、上司の命を受けて分掌事務を処理する。

第9条 理事長は、必要と認めるときは、第7条第1項の規定にかかわらず、事務局に、課に置く課長のほかに担当課長を置くことができる。

- 2 前項の担当課長は、上司の命を受けて重要困難な特定の事務を掌理する。

(足柄上病院)

第10条 神奈川県立足柄上病院（以下「足柄上病院」という。）に次の局、センター、部、課、科及び室を置く。

事務局		総務課	
		経営企画課	
		医事課	
		診療記録管理室	
医療局		総合診療科（内科）	
		呼吸器内科	
		消化器内科	
		循環器内科	
		神経内科	
		精神科	
		小児科	
		外科	
		整形外科	
		形成外科	
		脳神経外科	
		皮膚科	
		泌尿器科	
		産婦人科	
		眼科	
		耳鼻いんこう科	
		歯科口腔外科	
		リハビリテーション科	
		放射線科	
		麻酔科	
		検査科	
		災害医療対策部	災害医療対策室
		医療技術部	リハビリテーション室
			放射線技術科
			検査技術科
			薬剤科
			栄養管理科
		医療安全推進室	
		感染管理室	
		患者さん相談室	
地域医療		地域医療連携室	

センター	総合診療部
	救命救急部
看護局	外来看護科
	救急外来看護科
	手術看護科
	2 A病棟看護科
	3 A病棟看護科
	4 A病棟看護科
	4 B病棟看護科
	5 A病棟看護科
	5 B病棟看護科
	看護教育科

2 前項の局、センター、部、課、科及び室は、次の事務を分掌する。

事務局

総務課

- (1) 所の運営の調整に関する事。
- (2) 印章に関する事。
- (3) 人事に関する事。
- (4) 文書の收受、発送、保存、閲覧等に関する事。
- (5) 所内の取締りに関する事。
- (6) 訴訟に関する事。
- (7) その他他の局、センター、部、課、科及び室の主管に属しない事。

経営企画課

- (1) 中期計画及び年度計画に関する事。
- (2) 出納及び資金計画に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 固定資産の取得、管理及び処分に関する事。
- (5) 固定資産の減価償却に関する事。
- (6) 物品の調達及び処分等に関する事。
- (7) 経営分析及び経営改善に関する事。
- (8) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関する事。
- (9) 病院事業に係る広報及び情報の管理等に関する事。

医事課

- (1) 診療費その他の収入の調定及び請求に関する事。
- (2) 窓口徴収に関する事。
- (3) 一般外来者等の受付及び患者の入退院事務に関する事。
- (4) 施設基準適用の調整及び届出等に関する事。

診療記録管理室

(1) 診療記録の管理に関すること。

医療局

総合診療科（内科）

(1) 患者の総合的な診療（内科）に関すること。

呼吸器内科

(1) 患者の呼吸器内科の診療に関すること。

消化器内科

(1) 患者の消化器内科の診療に関すること。

循環器内科

(1) 患者の循環器内科の診療に関すること。

神経内科

(1) 患者の神経内科の診療に関すること。

精神科

(1) 患者の精神科の診療に関すること。

小児科

(1) 患者の小児科の診療に関すること。

外科

(1) 患者の外科の診療に関すること。

整形外科

(1) 患者の整形外科の診療に関すること。

形成外科

(1) 患者の形成外科の診療に関すること。

脳神経外科

(1) 患者の脳神経外科の診療に関すること。

皮膚科

(1) 患者の皮膚科の診療に関すること。

泌尿器科

(1) 患者の泌尿器科の診療に関すること。

産婦人科

(1) 患者の産婦人科の診療に関すること。

眼科

(1) 患者の眼科の診療に関すること。

耳鼻いんこう科

(1) 患者の耳鼻いんこう科の診療に関すること。

歯科口腔外科

(1) 患者の歯科口腔外科の診療に関すること。

リハビリテーション科

(1) 患者のリハビリテーション科の診療に関すること。

放射線科

(1) 患者の放射線による診療に関すること。

麻酔科

- (1) 患者の麻酔科の診療に関すること。
- (2) 手術業務の調整に関すること。

検査科

- (1) 臨床検査に関すること。
- (2) 病理診断に関すること。

救急災害医療対策部

災害医療対策室

- (1) 災害医療拠点病院に係わる業務に関すること。

救急救命室

- (1) 救急患者の診療及び調整に関すること。

医療技術部

リハビリテーション室

- (1) リハビリテーションの実施に関すること。

放射線技術科

- (1) 放射線及び放射性同位元素による検査に関すること。
- (2) 放射線治療における照射に関すること。

検査技術科

- (1) 各種の臨床検査に関すること。

薬剤科

- (1) 調製剤に関すること。

栄養管理科

- (1) 給食に関すること。
- (2) 栄養の相談及び助言に関すること。

医療安全推進室

- (1) 医療安全の推進に関すること。

感染管理室

- (1) 院内感染対策の推進に関すること。

地域医療連携室

- (1) 地域医療連携の推進に関すること。
- (2) 医療社会事業に関すること。

患者さん相談室

- (1) 患者・家族の相談支援に関すること。

地域医療センター

- (1) 地域医療連携の推進に関すること。
- (2) 医療社会事業に関すること。
- (3) 救急患者の診療及び調整に関すること。
- (4) 総合診療医の育成に関すること。
- (5) 入退院支援に関すること。
- (6) 在宅支援に関すること。

看護局

- (1) 患者の看護に関すること。
- (2) 看護職員の教育及び研修に関すること。

(こども医療センター)

第11条 神奈川県立こども医療センター（以下「こども医療センター」という。）に次の局、研究所、部、施設、課、科及び室を置く。

事務局		総務課
		経営企画課
		医事課
	医療情報管理部	医療情報管理室
		医療安全推進室
		感染制御室
		緩和ケア普及室
地域連携・家族支援局	患者家族支援部	地域医療連携室
		医療福祉相談室
		退院・在宅医療支援室
	地域保健推進部	母子保健推進室
		小児がん相談支援室
医療局		総合診療科
		救急・集中治療科
		血液・腫瘍科
		内分泌代謝科
		感染免疫科
		腎臓内科
		遺伝科
		輸血科
		アレルギー科
		神経内科
		循環器内科
		外科
		整形外科
		リハビリテーション科
		形成外科
		脳神経外科
心臓血管外科		
皮膚科		
泌尿器科		

		眼科
		耳鼻いんこう科
		放射線科
		歯科
		麻酔科
		病理診断科
		児童思春期精神科
		新生児科
		内科（母性）
		産婦人科
医療技術・発達支援局	医療技術部	放射線技術科
		検査科
		薬剤科
		栄養管理科
		臨床工学科
	発達支援部	臨床心理科
		言語聴覚科
		理学療法科
作業療法科		
障害児入所施設局	肢体不自由児施設	医務課
		生活支援課
	重症心身障害児施設	医務課
		生活支援課
臨床研究所		臨床研究室
		治験管理室
		図書室
看護局		外来看護科
		I C U病棟看護科
		ハイケア・救急病棟 1 看護科
		ハイケア・救急病棟 2 看護科
		4階西病棟看護科
		4階南病棟看護科
		4階東病棟看護科
		5階西病棟看護科
		5階南病棟看護科
		クリーン病棟看護科
		こころの診療病棟看護科
	新生児病棟看護科	

	N I C U病棟看護科
	母性病棟看護科
	M F I C U病棟看護科
	中央手術室看護科
	肢体不自由児施設看護科
	重症心身障害児施設看護科
	看護教育科

2 前項の局、研究所、部、施設、課、科及び室は、次の事務を分掌する。

事務局

総務課

- (1) 所の運営の調整に関する事。
- (2) 印章に関する事。
- (3) 人事に関する事。
- (4) 文書の收受、発送、保存、閲覧等に関する事。
- (5) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関する事。
- (6) 所内の取締りに関する事。
- (7) 寄付又は贈与、ボランティア活動の調整に関する事。
- (8) 訴訟に関する事。
- (9) 広報に関する事。
- (10) 所内情報ネットワークの運営に関する事。
- (11) その他他の局、研究所、部、施設、課、科及び室の主管に属しない事。

経営企画課

- (1) 中期計画及び年度計画に関する事。
- (2) 出納及び資金計画に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 固定資産の取得、管理及び処分に関する事。
- (5) 固定資産の減価償却に関する事。
- (6) 物品の調達及び処分に関する事。

医事課

- (1) 診療費、措置費その他の収入の調定及び請求に関する事。
- (2) 窓口徴収に関する事。
- (3) 一般外来者等の受付並びに患者及び児童の入退所事務に関する事。

医療情報管理部

医療情報管理室

- (1) 病歴管理に関する事。
- (2) 診療記録及びエックス線フィルムの管理に関する事。
- (3) 医療情報システムの整備及び運営に関する事。

医療安全推進室

- (1) 医療安全の推進に関すること。

感染制御室

- (1) 院内感染対策の推進に関すること。

緩和ケア普及室

- (1) 小児医療における総合的な緩和ケアの普及推進及び地域医療機関等の支援に関すること。
- (2) 患者・家族の緩和ケアに関すること。

地域連携・家族支援局

患者家族支援部

地域医療連携室

- (1) 地域医療連携の推進に関すること。
- (2) 病床利用調整に関すること。

医療福祉相談室

- (1) 患者・家族の相談支援に関すること。
- (2) 医療社会事業に関すること（患者の自閉症及び精神疾患に係るものを除く）。

退院・在宅医療支援室

- (1) 退院調整に関すること。
- (2) 患者・家族の在宅医療等に係る専門技術的支援及び医療機関、児童福祉施設、保健所等との連絡調整に関すること。

地域保健推進部

母子保健推進室

- (1) 母子保健及び地域医療に係る行政機関等との連携の推進に関すること。
- (2) 小児医学及び周産期医学に関する調査統計及び研究の総合的調整に関すること。
- (3) 地域における母子保健担当者及び医療関係技術者の研修に関すること。

小児がん相談支援室

- (1) 小児がんに係る患者・家族及び医療機関等の相談支援に関すること。
- (2) 小児がんに係る医療機関等との連携に関すること。

医療局

総合診療科

- (1) 患者の総合診療科の診療及び研究に関すること。

救急・集中治療科

- (1) 患者の救急・集中治療科の診療及び研究に関すること。

血液・腫瘍科

- (1) 患者の血液・腫瘍科の診療及び研究に関すること。

内分泌代謝科

- (1) 患者の内分泌代謝科の診療及び研究に関すること。

感染免疫科

- (1) 患者の感染免疫科の診療及び研究に関すること。

腎臓内科

- (1) 患者の腎臓内科の診療及び研究に関すること。

遺伝科

- (1) 患者の遺伝科の診療及び研究に関すること。
輸血科
- (1) 患者の輸血科の診療及び研究に関すること。
アレルギー科
- (1) 患者のアレルギー科の診療及び研究に関すること。
神経内科
- (1) 患者の神経内科の診療及び研究に関すること。
循環器内科
- (1) 患者の循環器内科の診療及び研究に関すること。
外科
- (1) 患者の外科の診療及び研究に関すること。
整形外科
- (1) 患者の整形外科の診療及び研究に関すること。
リハビリテーション科
- (1) 患者のリハビリテーション科の診療及び研究に関すること。
形成外科
- (1) 患者の形成外科の診療及び研究に関すること。
脳神経外科
- (1) 患者の脳神経外科の診療及び研究に関すること。
心臓血管外科
- (1) 患者の心臓血管外科の診療及び研究に関すること。
皮膚科
- (1) 患者の皮膚科の診療及び研究に関すること。
泌尿器科
- (1) 患者の泌尿器科の診療及び研究に関すること。
眼科
- (1) 患者の眼科の診療及び研究に関すること。
耳鼻いんこう科
- (1) 患者の耳鼻いんこう科の診療及び研究に関すること。
放射線科
- (1) 患者の放射線科の診療及び研究に関すること。
歯科
- (1) 患者の歯科の診療及び研究に関すること。
麻酔科
- (1) 患者の麻酔科の診療及び研究に関すること。
(2) 手術業務及び集中治療業務の調整に関すること。
病理診断科
- (1) 病理診断及び研究に関すること。
児童思春期精神科
- (1) 患者の児童思春期精神科の診療及び研究に関すること。

新生児科

- (1) 患者の新生児科の診療及び研究に関すること。

内科（母性）

- (1) 患者の内科（母性）の診療及び研究に関すること。

産婦人科

- (1) 患者の産婦人科の診療及び研究に関すること。

医療技術・発達支援局

医療技術部

放射線技術科

- (1) 放射線及び放射性同位元素による検査に関すること。
- (2) 放射線治療における照射に関すること。

検査科

- (1) 各種の臨床検査に関すること。
- (2) 輸血用血液に関すること。

薬剤科

- (1) 調製剤（輸血用血液を除く。）に関すること。

栄養管理科

- (1) 給食に関すること。
- (2) 栄養の相談及び助言に関すること。

臨床工学科

- (1) 医療機器の操作、保守及び管理に関すること。

発達支援部

臨床心理科

- (1) 患者の自閉症及び精神疾患に係る心理相談に関すること。
- (2) 患者の自閉症及び精神疾患に係る心理学的診断及び療育に関すること。
- (3) 患者の自閉症及び精神疾患に係る医療社会事業に関すること。

言語聴覚科

- (1) 患者の言語療法に関すること。
- (2) 患者の聴能訓練に関すること。

理学療法科

- (1) 患者の理学療法に関すること。

作業療法科

- (1) 患者の作業療法に関すること。

障害児入所施設局

肢体不自由児施設

医務課

- (1) 入所児童の診療及び治療相談に関すること。
- (2) 入所児童の理学療法及び作業療法に関すること。
- (3) 入所児童の機能訓練の指示に関すること。
- (4) 入所児童の義肢その他の補装具に関すること。

(5) 肢体不自由児の研究に関すること。

生活支援課

- (1) 入所児童の機能訓練の実施に関すること。
- (2) 入所児童の生活指導、療育指導及び職能指導に関すること。
- (3) 入所児童の生活記録の作成に関すること。

重症心身障害児施設

医務課

- (1) 入所児童の診療及び治療相談に関すること。
- (2) 入所児童の理学療法及び作業療法に関すること。
- (3) 入所児童の機能訓練の指示に関すること。
- (4) 重症心身障害児の研究に関すること。

生活支援課

- (1) 入所児童の生活指導及び療育指導に関すること。
- (2) 入所児童の機能訓練の実施に関すること。
- (3) 入所児童の生活記録の作成に関すること。

臨床研究所

臨床研究室

- (1) 臨床研究に関すること。
- (2) 疫学研究に関すること

治験管理室

- (1) 治験管理に関すること。

図書室

- (1) 文献、図書その他の資料の収集、編集及び保管に関すること。

看護局

- (1) 患者の看護に関すること。
- (2) 看護職員の教育及び研修に関すること。

(精神医療センター)

第12条 神奈川県立精神医療センター（以下「精神医療センター」という。）に次の局、部、課、科及び室を置く。

事務局		総務課
		経営企画課
		医事課
医療局	外来診療部	外来診療科
		認知症診療科
		デイ・ケア診療科
	救急診療部	救急A診療科（5 A）
		救急B診療科（5 B）

	一般医療部	高度ケア科（４Ａ）
		地域移行支援診療科（３Ａ）
		身体ケア科（２Ａ）
		クロザピンユニット
	専門医療部	思春期診療科（４Ｂ）
		ストレスケア科（３Ｂ）
		依存症診療科（２Ｂ）
		医療観察法診療科（Ｆ）
	地域連携部	訪問看護科
		地域医療連携室
	コ・メディカル部	福祉医療相談科
		デイ・ケア科
		作業療法科
		心理科
		薬剤科
		放射線技術科
		検査科
栄養管理科		
看護局	外来看護科	
	５Ａ病棟看護科	
	５Ｂ病棟看護科	
	４Ａ病棟看護科	
	４Ｂ病棟看護科	
	３Ａ病棟看護科	
	３Ｂ病棟看護科	
	２Ａ病棟看護科	
	２Ｂ病棟看護科	
	Ｆ病棟看護科	
	看護教育科	
	医療安全推進室	
	臨床研究部	臨床研究室
		治験管理室

２ 前項の局、部、課、科及び室は、次の事務を分掌する。

事務局

総務課

- (1) 所の運営の調整に関すること。
- (2) 印章に関すること。
- (3) 人事に関すること。

- (4) 文書の收受、発送、保存、閲覧等に関する事。
- (5) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関する事。
- (6) 所内の取締りに関する事。
- (7) 寄付又は贈与、訴訟に関する事。
- (8) その他他の局、部、課、科及び室の主管に属しない事。

経営企画課

- (1) 中期計画及び年度計画に関する事。
- (2) 出納及び資金計画に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 固定資産の取得、管理及び処分に関する事。
- (5) 固定資産の減価償却に関する事。
- (6) 物品の調達及び処分に関する事。

医事課

- (1) 診療費その他の収入の調定及び請求に関する事。
- (2) 窓口徴収に関する事。
- (3) 一般外来者等の受付及び患者の入退所事務に関する事。
- (4) 医療社会事業に関する事。

医療局

外来診療部

外来診療科

- (1) 患者の外来診療に関する事。

認知症診療科

- (1) 認知症の患者の診療に関する事。

デイ・ケア診療科

- (1) 患者のデイ・ケア診療に関する事。

救急診療部

救急A診療科（5 A）

- (1) 神奈川県精神科救急医療システム等に係る患者の精神科救急診療に関する事。

救急B診療科（5 B）

- (1) 外来患者等の精神科救急診療に関する事。

一般医療部

高度ケア科（4 A）

- (1) 高度ケアが必要な患者の診療に関する事。

地域移行支援診療科（3 A）

- (1) 地域移行支援が必要な患者の診療に関する事。

身体ケア科（2 A）

- (1) 身体ケアが必要な患者の診療に関する事。

クロザピンユニット

- (1) クロザピン診療に関する事。

専門医療部

思春期診療科（4 B）

- (1) 思春期の患者の診療に関する事。

ストレスケア科（3 B）

- (1) ストレスケアが必要な患者の診療に関する事。

依存症診療科（2 B）

- (1) 依存症の患者の診療に関する事。

医療観察法診療科（F）

- (1) 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく患者の診療に関すること。

地域連携部

訪問看護科

- (1) 訪問看護に関すること。

地域医療連携室

- (1) 地域医療連携の推進に関すること。

コ・メディカル部

福祉医療相談科

- (1) 患者・家族の相談支援に関すること。

デイ・ケア科

- (1) デイ・ケアに関すること。

作業療法科

- (1) 作業療法に関すること。

心理科

- (1) 心理検査及び心理療法に関すること。

薬剤科

- (1) 調製剤に関すること。
(2) 薬剤の相談及び助言に関すること。

放射線技術科

- (1) 放射線及び放射性同位元素による検査に関すること。

検査科

- (1) 各種の臨床検査に関すること。

栄養管理科

- (1) 給食に関すること。
(2) 栄養の相談及び助言に関すること。

看護局

- (1) 患者の看護に関すること。
(2) 看護職員の教育及び研修に関すること。

医療安全推進室

- (1) 医療安全の推進に関すること。

臨床研究部

臨床研究室

- (1) 臨床研究に関すること。

治験管理室

- (1) 治験管理に関すること。

(がんセンター)

第13条 神奈川県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）に次の局、部、センター、研究所、課、科及び室を置く。

事務局	総務課
	経営企画課

	医事課	
企画情報部	企画調査室	
	教育研修室	
緩和ケア・患者支援部	緩和ケセンター	
	患者支援センター	
	アピアランスサポートセンター	
	リハビリテーションセンター	
医療管理部	治験管理室	
	医療安全推進室	
	放射線治療品質保証室	
	医療の質評価推進室	
	感染制御室	
医療局	循環器内科	
	糖尿病内科	
	呼吸器内科	
	呼吸器外科	
	血液内科	
	腫瘍内科	
	消化器内科	
	消化器外科	
	精神腫瘍科	
	脳神経外科	
	頭頸部外科	
	眼科	
	形成外科	
	皮膚科	
	乳腺内分泌外科	
	婦人科	
	泌尿器科	
	骨軟部腫瘍外科	
	放射線診断・I V R科	
	放射線治療科	
		放射線腫瘍科
		重粒子線治療科
		東洋医学科

	(漢方サポートセンター)
	免疫療法科 (がんワクチンセンター)
	麻酔科
	I C U科
	緩和ケア内科
	歯科口腔外科
	リハビリテーション科
	病理診断科
	輸血医療科
	遺伝診療科
重粒子線治療センター	物理工学科 重粒子線治療管理室
医療技術部	放射線診断技術科 放射線治療技術科 検査科 栄養管理科 薬剤科 臨床工学科
看護局	外来看護科 手術看護科 3 E病棟看護科 3 S病棟看護科 4 E病棟看護科 4 W病棟看護科 5 E病棟看護科 5 S病棟看護科 6 E病棟看護科 6 W病棟看護科 7 E病棟看護科 7 W病棟看護科 看護教育科
生体試料センター	
臨床研究所	がん生物学部 がん分子病態学部

	がん治療学部
	がん予防・情報学部
	がん免疫療法研究開発学部

2 前項の局、部、センター、研究所、課、科及び室は、次の事務を分掌する。

事務局

総務課

- (1) 所の運営の調整に関する事。
- (2) 印章に関する事。
- (3) 人事に関する事。
- (4) 文書の收受、発送、保存、閲覧等に関する事。
- (5) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関する事。
- (6) 所内の取締りに関する事。
- (7) 訴訟に関する事。
- (8) その他他の局、部、センター、研究所、課、科及び室の主管に属しない事。

経営企画課

- (1) 中期計画及び年度計画に関する事。
- (2) 出納及び資金計画に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 固定資産の取得、管理及び処分に関する事。
- (5) 固定資産の減価償却に関する事。
- (6) 物品の調達及び処分に関する事。

医事課

- (1) 診療費その他の収入の調定及び請求に関する事。
- (2) 窓口徴収に関する事。
- (3) 一般外来者等の受付及び患者の入退院事務に関する事。

企画情報部

企画調査室

- (1) がんの診療及び研究の総合的企画及び調整に関する事。
- (2) 病歴管理に関する事。
- (3) 広報に関する事。
- (4) 文献、図書その他の資料の収集、編集及び保管に関する事。

教育研修室

- (1) 医療関係職員（看護職員を除く。）の教育及び研修に関する事。
- (2) 医療関係技術者の受入れ及び研修に関する事。

緩和ケア・患者支援部

緩和ケアセンター

- (1) 専門的緩和ケアに関するチーム医療の提供に関する事。
- (2) 緩和ケア外来における専門的緩和ケアの提供に関する事。
- (3) 緊急緩和ケア病棟への入院による症状緩和治療の実施に関する事。

患者支援センター

- (1) 患者・家族の相談支援に関すること。
- (2) 診療情報の収集、分析に関すること。
- (3) 地域の医療機関との連携調整に関すること。

アピアランスサポートセンター

- (1) がん治療の経過を踏まえたアピアランス(がん患者の外見の悩み)のケアにより、患者がQOLの高い治療生活を送れるよう支援すること。

リハビリテーションセンター

- (1) 患者のリハビリテーションに関すること

医療管理部

治験管理室

- (1) 治験管理に関すること。

医療安全推進室

- (1) 医療安全の推進に関すること。

放射線治療品質保証室

- (1) 放射線治療の品質管理に関すること。

医療の質評価推進室

- (1) 医療の質の評価と向上に関すること。

感染制御室

- (1) 院内感染対策に関すること。

医療局

循環器内科

- (1) 患者の循環器の内科診療に関すること。

糖尿病内科

- (1) 患者の糖尿病内科の診療に関すること。

呼吸器内科

- (1) 患者の呼吸器の内科診療に関すること。

呼吸器外科

- (1) 患者の呼吸器の外科診療に関すること。

血液内科

- (1) 患者の血液の診療に関すること。

腫瘍内科

- (1) 患者のがん薬物療法に関すること。

消化器内科

- (1) 患者の消化管、肝臓、胆のう及びすい臓の内科診療に関すること。

消化器外科

- (1) 患者の食道、胃、大腸、肝臓、胆のう及びすい臓の外科診療に関すること。

精神腫瘍科

- (1) 患者の精神腫瘍科の診療に関すること。

脳神経外科

- (1) 患者の脳神経外科の診療に関する事。
頭頸部外科
- (1) 患者の頭頸部外科の診療に関する事。
眼科
- (1) 患者の眼科の診療に関する事。
形成外科
- (1) 患者の形成外科の診療に関する事。
皮膚科
- (1) 患者の皮膚科の診療に関する事。
乳腺内分泌外科
- (1) 患者の乳腺及び甲状腺の外科診療に関する事。
婦人科
- (1) 患者の婦人科の診療に関する事。
泌尿器科
- (1) 患者の泌尿器科の診療に関する事。
骨軟部腫瘍外科
- (1) 患者の骨軟部腫瘍外科の診療に関する事。
放射線診断・I V R科
- (1) 放射線及びI V Rによる診断及び治療に関する事。
放射線治療科
- 放射線腫瘍科
 - (1) 放射線の治療に関する事。
- 重粒子線治療科
 - (1) 重粒子線治療に関する事。
- 東洋医学科（漢方サポートセンター）
 - (1) 患者の東洋医学科の診療に関する事。
 - (2) 漢方診療に関する事。
 - (3) 栄養サポートに関する事。
 - (4) 相談及び紹介に関する事。
 - (5) 東洋医学への理解の促進に関する事。
- 免疫療法科（がんワクチンセンター）
 - (1) 患者の免疫療法科の診療に関する事。
 - (2) ペプチドワクチン療法に関する事。
 - (3) ワクチン療法の改良や新規開発に関する事。
 - (4) 臨床研究としての被験者への接種に関する事。
 - (5) がんワクチンの実用化及び創薬の実現に関する事。
- 麻酔科
 - (1) 患者の麻酔科の診療に関する事。
 - (2) 手術業務の調整に関する事。
- I C U科

(1) 患者の集中治療に関すること。

緩和ケア内科

(1) 患者の緩和医療に関すること。

歯科口腔外科

(1) 患者の歯科口腔外科の診療に関すること。

リハビリテーション科

(1) 患者のリハビリテーションに関すること。

病理診断科

(1) 病理診断に関すること。

輸血医療科

(1) 患者の輸血医療に関すること。

遺伝診療科

(1) 患者の遺伝診療に関すること。

重粒子線治療センター

物理工学科

(1) 重粒子線装置の管理に関すること。

重粒子線治療管理室

(1) 重粒子線治療施設の管理に関すること。

医療技術部

放射線診断技術科

(1) 放射線及び放射性同位元素による検査に関すること。

放射線治療技術科

(1) 放射線治療における照射に関すること。

検査科

(1) 各種の臨床検査に関すること。

栄養管理科

(1) 給食に関すること。

(2) 栄養の相談及び助言に関すること。

薬剤科

(1) 調製剤に関すること。

臨床工学科

(1) 医療機器の操作、保守及び管理に関すること。

看護局

(1) 患者の看護に関すること。

(2) 看護職員の教育及び研修に関すること。

生体試料センター

(1) 細胞・組織、血液、体液などの収集、管理に関すること。

(2) 臨床研究への細胞・組織、血液、体液などの提供に関すること。

臨床研究所

がん生物学部

(1) がんの細胞学的特性の研究に関すること。

がん分子病態学部

(1) がんの分子標的治療薬の開発及び分子診断の研究に関すること。

がん治療学部

(1) 新しいがんの治療法の開発に関すること。

がん予防・情報学部

(1) がんの疫学的研究に関すること。

(2) がん予防に関する調査及び普及に関すること。

(3) 悪性新生物登録事業に関すること。

がん免疫療法研究開発学部

(1) がん免疫療法の研究・開発に関すること。

(循環器呼吸器病センター)

第14条 神奈川県立循環器呼吸器病センター（以下「循環器呼吸器病センター」という。）に次の局、研究所、課、科及び室を置く。

事務局		総務課
		経営企画課
		医事課
		地域連携室
		医療安全推進室
		感染管理室
臨床研究所		臨床研究室
		治験管理室
医療局		呼吸器内科
		循環器内科
		糖尿病・内分泌内科
		呼吸器外科
		心臓血管外科
		放射線科
		麻酔科
		病理診断科
医療技術局		リハビリテーション科
		放射線技術科
		臨床工学科
		検査科
		薬剤科
		栄養管理科

看護局	外来看護科
	手術看護科
	集中治療室看護科
	1階南病棟看護科
	2階西病棟看護科
	2階南病棟看護科
	3階西病棟看護科
	3階南病棟看護科
	看護教育科

2 前項の局、研究所、課、科及び室は、次の事務を分掌する。

事務局

総務課

- (1) 所の運営の調整に関する事。
- (2) 印章に関する事。
- (3) 人事に関する事。
- (4) 文書の收受、発送、保存、閲覧等に関する事。
- (5) 個人情報の開示、訂正、利用停止等に関する事。
- (6) 所内の取締りに関する事。
- (7) 寄付又は贈与、訴訟に関する事。
- (8) その他他の局、研究所、課、科及び室の主管に属しない事。

経営企画課

- (1) 中期計画及び年度計画に関する事。
- (2) 出納及び資金計画に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 固定資産の取得、管理及び処分に関する事。
- (5) 固定資産の減価償却に関する事。
- (6) 物品の調達及び処分に関する事。

医事課

- (1) 診療費その他の収入の調定及び請求に関する事。
- (2) 窓口徴収に関する事。
- (3) 一般外来者等の受付及び患者の入退所事務に関する事。

地域連携室

- (1) 地域医療連携の推進に関する事。
- (2) 医療社会事業に関する事。

医療安全推進室

- (1) 医療安全の推進に関する事。

感染管理室

- (1) 院内感染対策の推進に関する事。

臨床研究所

臨床研究室

- (1) 臨床研究に関すること。
- (2) 疫学研究に関すること。

治験管理室

- (1) 治験管理に関すること。

医療局

呼吸器内科

- (1) 患者の呼吸器内科の診療に関すること。

循環器内科

- (1) 患者の循環器内科の診療に関すること。

糖尿病・内分泌内科

- (1) 患者の糖尿病・内分泌内科の診療に関すること。

呼吸器外科

- (1) 患者の呼吸器外科の診療に関すること。

心臓血管外科

- (1) 患者の心臓血管外科の診療に関すること。

放射線科

- (1) 患者の放射線による診療に関すること。

麻酔科

- (1) 患者の麻酔科の診療に関すること。
- (2) 手術業務及び集中治療業務の調整に関すること。

病理診断科

- (1) 病理診断に関すること。

医療技術局

リハビリテーション科

- (1) 理学療法によるリハビリテーションの実施に関すること。

放射線技術科

- (1) 放射線及び放射性同位元素による検査に関すること。
- (2) 放射線治療における照射に関すること。

臨床工学科

- (1) 医療機器の操作、保守及び管理に関すること。
- (2) 手術業務に関すること。

検査科

- (1) 各種の臨床検査に関すること。

薬剤科

- (1) 調製剤に関すること。

栄養管理科

- (1) 給食に関すること。
- (2) 栄養の相談及び助言に関すること。

看護局

- (1) 患者の看護に関すること。
- (2) 看護職員の教育及び研修に関すること。

(病院における職)

第15条 循環器呼吸器病センターを除く病院に病院長を、精神医療センター及び循環器呼吸器病センターには所長を置き、こども医療センター及びがんセンターには総長を置くことができる。

- 2 前項に規定する総長、所長及び病院長（総長及び所長を置く場合を除く。以下「総長等」という。）は、病院の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 理事長は、必要と認めるときは、病院に副院長及び統括部長を置くことができる。

第16条 病院に設けられた局に局長を、臨床研究所に研究所長を、施設に施設長を、センターにセンター長を、部に部長を、室に室長を、課に課長又は主幹若しくは技幹を、科に科長（医療技術部及び循環器呼吸器センター医療技術局に置かれる科にあつては部長又は科長。第2項において同じ。）を置く。

- 2 病院長（総長又は所長が在任する病院の病院長に限る。）、局長、研究所長、施設長、センター長、統括部長及び部長は、直属の上司を補佐し、上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 課長、科長及び室長は、直属の上司を補佐し、上司の命を受け、分掌事務を掌理する。
- 4 副院長は、直属の上司を補佐し、上司の命を受け、上司の指示する分掌に従い関係事務を掌理し、又は総長等が指示する重要な特定の事務を掌理する。
- 5 主幹及び技幹は、上司の命を受けて課の事務を掌理し、上司の職務遂行を補佐する。

第17条 理事長は、必要と認めるときは、病院に院長補佐、課長補佐、室長補佐、科長補佐、副主幹、副技幹、専門研究員、主査、主任主事、主任保健師、主任言語聴覚士、主任薬剤師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任機能訓練員、主任歯科衛生士、主任歯科技工士、主任マッサージ師、主任福祉司、主任研究員及び主任看護師を置くことができる。

- 2 院長補佐、課長補佐、室長補佐及び科長補佐は、病院長、課長、室長又は科長を補佐し、上司の命を受け、分掌事務を掌理する。
- 3 副主幹及び副技幹は、上司の命を受け、直属の上司を補佐し、上司の指示する分掌に従い関係事務を掌理し、又は総長等が指示する重要な特定の事務を掌理する。
- 4 専門研究員は、上司の命を受けて高度の専門的事項の研究に従事する。
- 5 主査は、上司の命を受け、直属の上司を補佐し、上司の指示する分掌に従い、関係事務を分担処理し、掌理する。
- 6 主任主事、主任保健師、主任言語聴覚士、主任薬剤師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任機能訓練員、主任歯科衛生士、主任歯科技工士、主任マッサージ師及び主任福祉司は、上司の命を受けて分掌事務を処理する。
- 7 主任研究員は、上司の命を受けて専門的事項の研究に従事する。

8 主任看護師は、上司の命を受けて看護業務に従事する。

第18条 理事長は、必要と認めるときは、第16条第1項の規定にかかわらず、特定の病院に、課に置く課長又は主幹若しくは技幹のほかに技監、担当課長又は主幹若しくは技幹を置くことができる。

2 前項の技監、担当課長又は主幹若しくは技幹は、第16条第3項及び第5項の規定にかかわらず、上司の命を受けて重要困難な特定の事務を掌理する。

(その他の職)

第19条 第15条から前条までに規定する職のほか、次の表に掲げる機関に次の職を置く。

機関		職
足柄上病院	医療局	部長及び医長
	看護局	看護科長
こども医療センター	医療局	部長及び医長
	看護局	看護科長
精神医療センター	医療局	部長及び医長
	看護局	看護科長
がんセンター	医療局	部長、センター長及び医長
	看護局	看護科長
循環器呼吸器病センター	医療局	部長及び医長
	看護局	看護科長

2 理事長は、必要と認めるときは、足柄上病院、こども医療センター、精神医療センター、がんセンター及び循環器呼吸器病センターの事務局に副事務局長を、看護局長が置かれる病院に副看護局長を、室に前項に規定する部長及び医長を置くことができる。

3 第1項の長並びに前項の副事務局長及び副看護局長は、上司の命を受け、直属の上司を補佐し、分掌事務を掌理する。

第20条 第7条から前条までに規定する職のほか、別表2の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ当該右欄に定めるとおりとする。

(職の任命)

第21条 第7条から前条までの規定により設けられた職は、職員のうちから理事長が命ずる。

(細部組織)

第22条 本部事務局長及び総長等は、必要と認めるときは、理事長の承認を得て、当該局及び病院に課その他の特別の組織を設けることができる。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 当分の間、理事長は、病院に主任准看護師を置くことができる。この場合において、主任准看護師は、上司の命を受けて看護業務に従事するものとする。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年11月2日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月11日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

病院の名称	所在地
神奈川県立足柄上病院	足柄上郡松田町松田惣領866番地の 1
神奈川県立こども医療センター	横浜市南区六ッ川二丁目138番地の 4
神奈川県立精神医療センター	横浜市港南区芹が谷二丁目 5 番 1 号
神奈川県立がんセンター	横浜市旭区中尾二丁目 3 番 2 号
神奈川県立循環器呼吸器病センター	横浜市金沢区富岡東六丁目16番 1 号

別表 2 (第20条関係)

職	職務
主事	上司の命を受けて事務をつかさどる。
技師	上司の命を受けて技術をつかさどる。
医師	上司の命を受けて診療をつかさどる。
技能技師	上司の命を受けて技術的業務をつかさどる。
技能員	上司の命を受けて技能的業務をつかさどる。